

消防団協力事業所表示制度導入の手引き

～ 事業所として消防団活動に協力することが
社会貢献につながる環境づくりに向けて ～

— 「消防団協力事業所表示制度に関する検討会」報告書 —

平成 18 年 11 月

消防団協力事業所表示制度に関する検討会

消防団協力事業所表示制度導入の手引き 目 次

<u>第1章 消防団の現状と課題</u>	1
1 消防団員数の減少	
2 被雇用者団員比率の上昇	
<u>第2章 消防団協力事業所表示制度導入の趣旨・目的</u>	4
<u>第3章 消防団協力事業所表示制度の概要</u>	5
1 要綱(例)の解説	
2 要綱(例)に係る事務手続きのフロー	
<u>第4章 消防団協力事業所表示制度の運用</u>	17
1 導入・運用スケジュール	
2 運用にあたっての留意点	
資料編	
1 消防団協力事業所表示制度に関する検討会運営要綱	19
2 消防団協力事業所表示制度に関する検討会委員名簿	20
3 防災対応促進事業融資と消防団協力事業所との関係	21
4 ○○市(町村)消防団協力事業所表示制度実施要綱(例)	23
5 総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱	30

第1章 消防団の現状と課題

消防団員は、常備の消防職員とは異なり、平素は生業を持ちながら「自らの地域は自らで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、消防活動を行う権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である。そして、消防団は、常備の消防本部と同様、市町村等の消防機関である。

平成18年4月1日現在、全国の消防団数は2,584団、消防団員数は90万0,007人であり、消防団はほとんどすべての市町村に設置されている。

消防団・消防団員の現況（平成18年4月1日現在）

- ① 消防団の数：2,584団 全国ほとんどすべての市町村に設置
- ② 消防分団の数：23,946分団
- ③ 非常勤消防団員数：900,007人
- ④ 消防団員の年齢構成：30歳未満の団員が21.9%を占める一方、40歳以上の団員が38.7%を占め、また、平均年齢は37.8歳である。

消防団は、

- 地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- 要員動員力（消防団員数は消防職員数の約6倍）
- 即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった3つの特性を活かしながら、消火活動等をはじめとして、大規模災害時には住民の避難誘導や災害防ぎよ等を行っている。特に消防本部・消防署が設置されていない非常勤町村にあつては、消防団が消防活動を全面的に行っており、地域の安全確保のために不可欠な存在である。

更に、消防団は、地域防災の中核的存在として、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしているが、今後下記の点において消防団の役割の拡大するものと考えられる。

- 大規模災害等への対応
- 地域防災コーディネーターとしての役割
- 有事における国民保護への対応

このように消防団の役割が拡大し、地域住民の期待が高まる状況にあるにもかかわらず、消防団を取り巻く社会環境は厳しい状況である。

1 消防団員数の減少

図1に表すように、消防の常備化が進展する一方で、人口の過疎化、少子高齢化社会の到来や産業・就業構造の変化等に伴い、全国的に見て消防団員は減少傾向にあり、約200万人いた消防団員が今では90万人を割ろうとしている状況である。これ以上減少傾向が続くと地域の安全を確保するうえでは大変憂慮される状況にある。

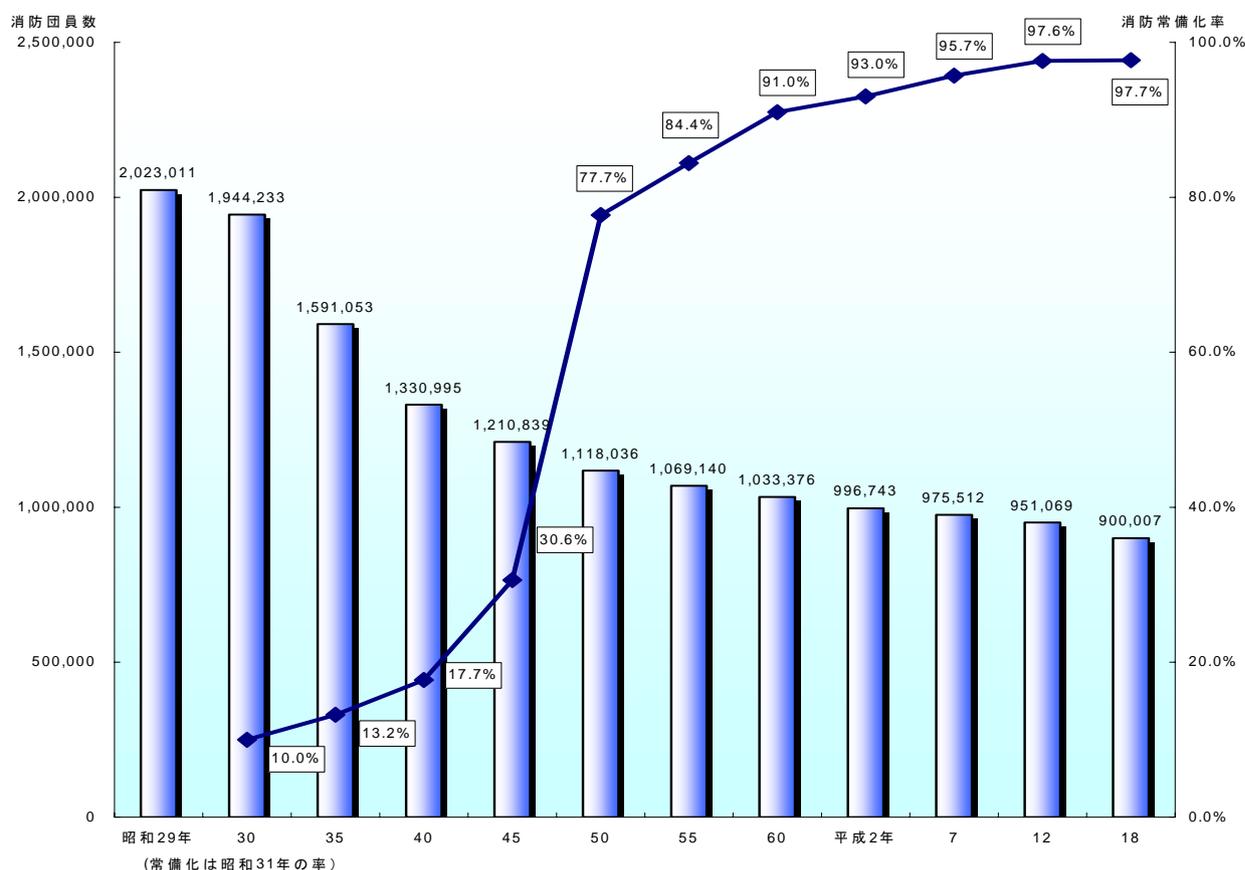


図1 消防団員数と消防常備化率の推移

2 被雇用者団員比率の上昇 … 消防団員の約7割

社会経済の進展により産業構造や就業構造は大きく変化し、日本の就業者の全体に占めるサラリーマンやOLなど（以下「被雇用者」という。）の割合は、大幅に増加している。

図2に示すように消防団員においても、消防団員全体に占める被雇用者消防団員の割合が、昭和43年は26.5%であったことに対して、平成18年では69.4%と、42.9ポイント増加している。

図3のグラフから推測できるように、今後とも被雇用者消防団員の割合は増加していくものと考えられることから、就業構造の変化に合わせて被雇用者が消防団員として、入団しやすくかつ活動しやすい活動環境を整備する必要がある。

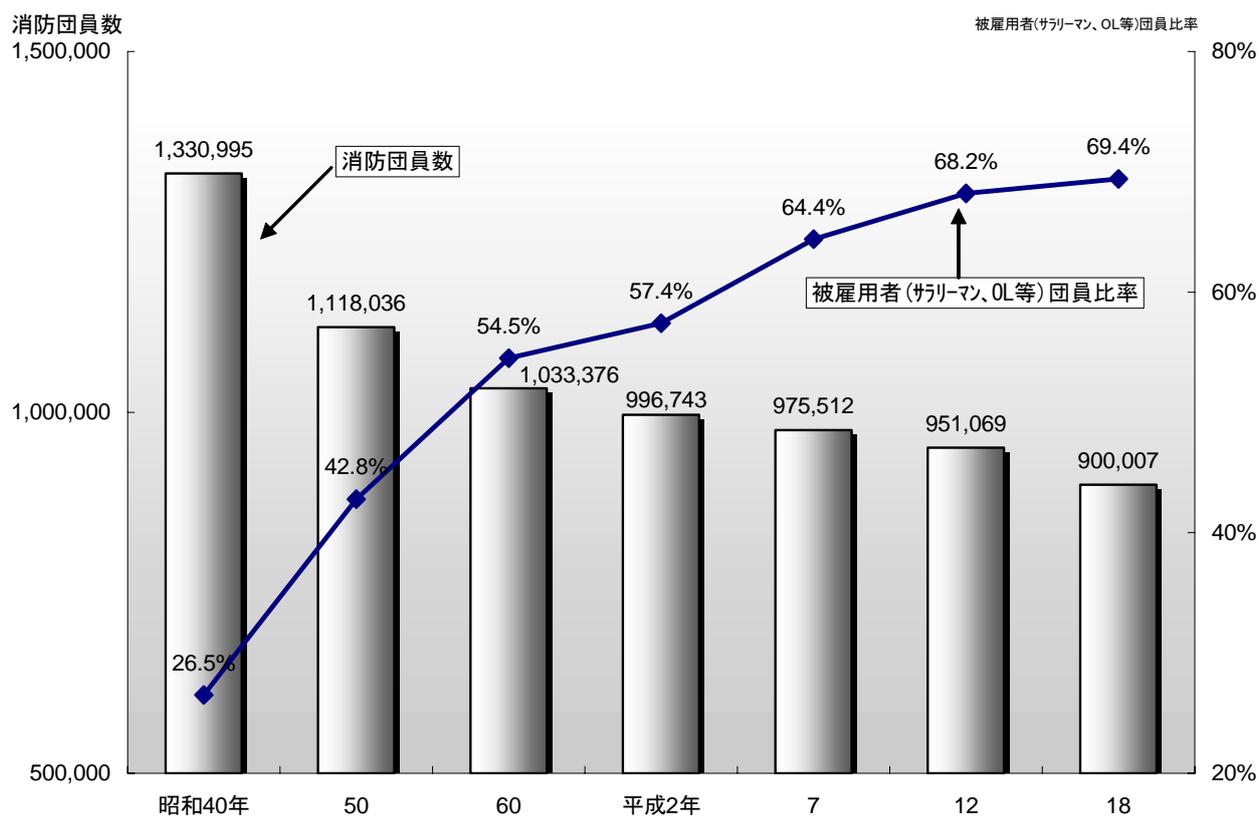


図2 消防団員数と被雇用者(サラマン、OL等)団員比率の推移

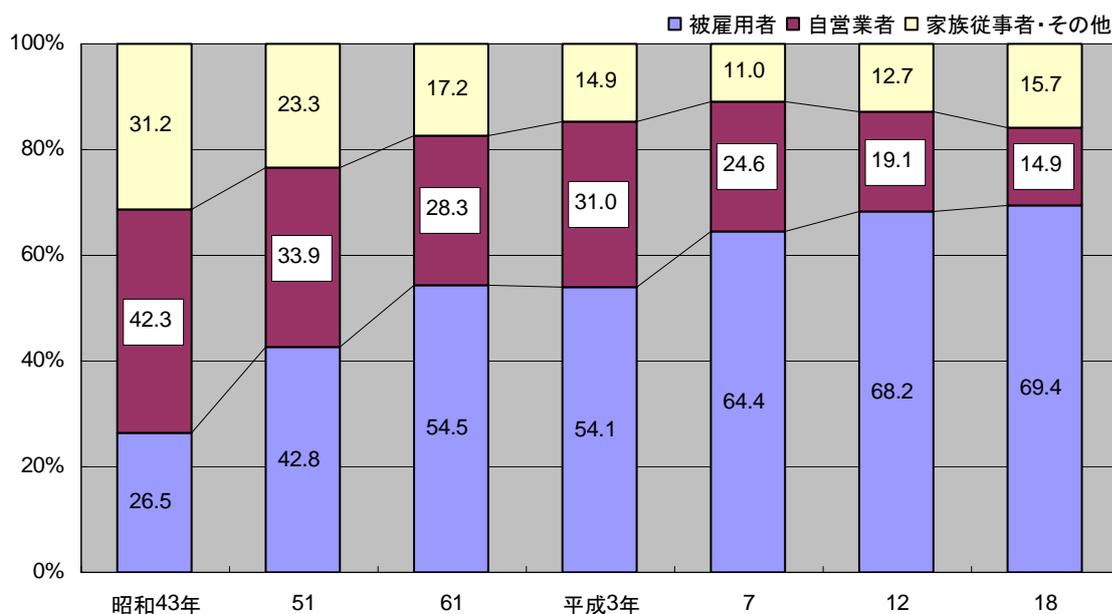


図3 消防団員の就業構造の推移

第2章 消防団協力事業所表示制度導入の趣旨・目的

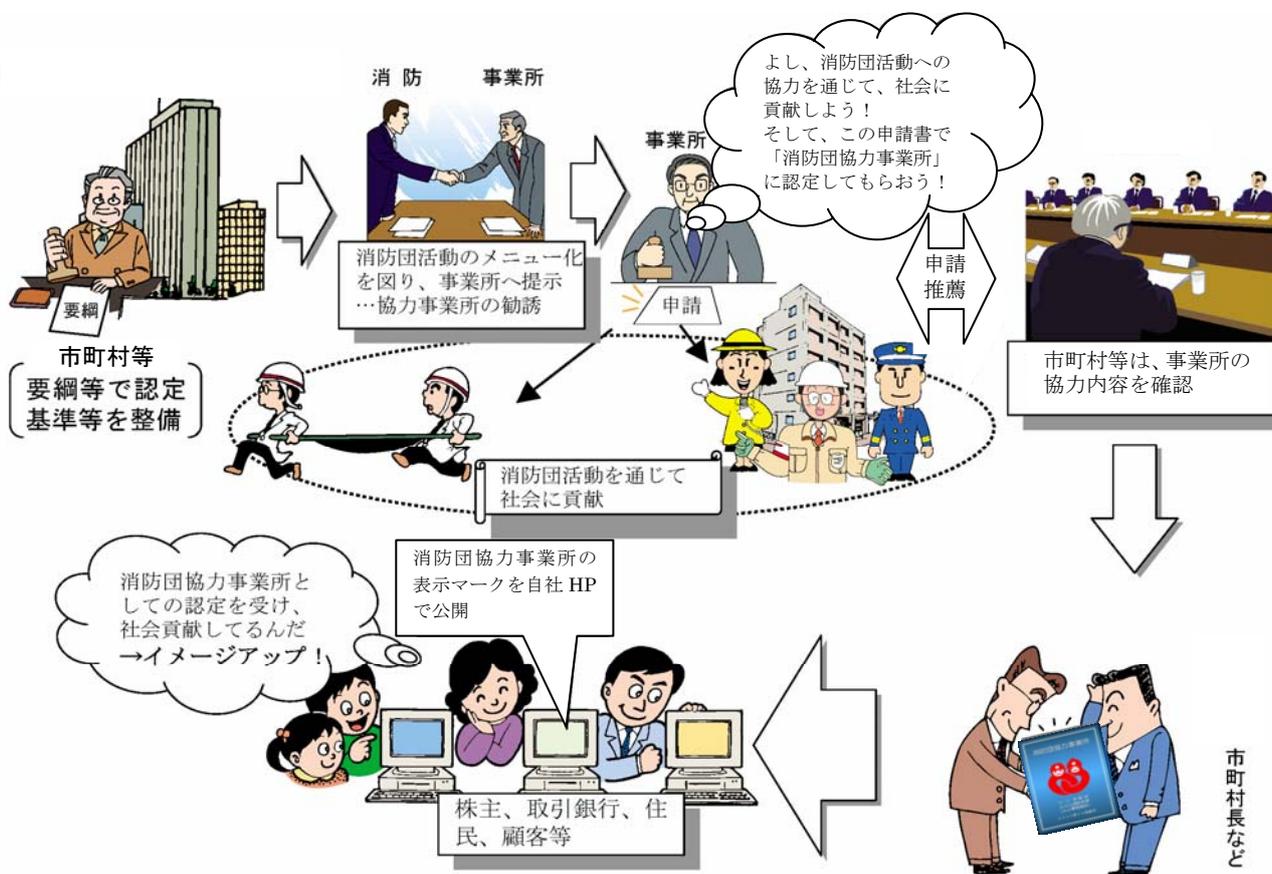
◇ 趣旨・目的

全消防団員の約7割が被雇用者であることから、消防団活動への一層の理解と協力を得るために、平成17年度に「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」を設け、消防団と事業所の協力体制の在り方について検討した。同検討会では、事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることであり、地域における防災体制が一層充実されるように「消防団協力事業所表示制度」が提言された。

この提言を受け、平成18年度に、経済団体、地方公共団体等の方々に委員になっていただき、「消防団協力事業所表示制度に関する検討会」を開催し、具体的な制度の仕組みを検討した。

この仕組みが円滑により多くの全国の市町村等に導入されることにより、消防団の充実強化ひいては地域防災体制の充実強化に繋がることを期待したい。

「消防団協力事業所表示制度」イメージ図



第3章 消防団協力事業所表示制度の概要

事前実施したアンケート調査において、「国が市町村における要綱の例を示して欲しい。」との要望（約64%）が多かったことを受け、消防団協力事業所表示制度に関する検討会での議論の結果を踏まえ「市町村等の要綱例」を次のとおり示すこととした。

また、本要綱は、市町村等が導入しやすく且つ地域の実情にあった運用ができるよう柔軟にしている。そのため、次の要綱(例)の解説により各条文の考え方を説明することとする。

1 要綱(例)の解説

〇〇市(町村)消防団協力事業所表示制度実施要綱(例)

(目的)

第1条 この要綱は、〇〇市町村消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

【解説】

本条は、本要綱に規定する内容を総括的に示すとともに、目的を明らかにし、併せて、運用の指針を与えるものである。

なお、要綱を制定する主体として、市町村をはじめ、消防本部及び消防団事務を所管する事務組合等が考えられる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- 二 消防団協力事業所 市(町村)長等が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- 三 消防団協力事業所表示証 第2条第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- 四 機能別消防分団 消防庁通知（平成17年1月26日付け、消防消第18号）に基づき、特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する分団をいう。
- 五 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

【解説】

本条は、本要綱における用語を定義し、解釈の統一を図ったものである。

①:「事業所等」における事業所とは、民間企業等における個々の本店、支店等を示す。

また、その他の団体とは、各種学校、各種協同組合(農業協、漁業協等)、特殊法人(郵政公社、金融公庫等)等における個々の本店、支店等を示す。

②:「機能別消防団員・分団」とは、特定の活動、役割を行う消防団員又は分団で、各市町村の条例等でその具体的な役割を定めている。

なお、本要綱は例であるため、本条第4号については、各市町村において、機能別消防団員・分団制度を導入している等の実情に合わせて掲載することとする。

③:消防団協力事業所表示制度の実施主体としては、消防本部及び消防団事務を所管する事務組合等が考えられる。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市町村等に〇〇市(町村)消防団事業所表示申請書(別記様式第1号)により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市町村長等に推薦することができる。

【解説】

本条は、事業所が協力事業所の表示証の交付を受けるための手続き等について定める。

交付を受けるための手続きとしては、事業所等自らの申請による場合と、消防団長等の推薦による2種類を設けた。

これは、申請だけではなく、推薦も設けることによって、広くこの制度の普及を図り、且つ推薦の場合には、事業所の申請は不要など事業所側の事務の負担軽減を目的としたものである。

なお、推薦できる者としては、本条第2項により、「消防団長等」とし、消防団長及び自治会長等の消防団活動の支援を身近に知り得る者とした。

申請については、企業等の単位ではなく個々の事業所が各々の協力している市町村長等に対して行うことを原則とする。

なお、第3章2の要綱(例)に係る事務手続きのフローを参考にしていきたい。

(認定基準)

第4条 市(町村)長等は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- 一 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- 二 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- 三 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- 四 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
- 五 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市(町村)長等が特に優良と認める事業所等

【解説】

本条は、協力事業所と認める基準を定める。

条文中に「いずれかに」としたのは、1つの基準でも適合すれば、協力事業所として認め、多くの事業所が表示証を表示することができるようにして、広くこの制度の普及を図るためである。また、基準に詳細な数値などを示さなかったのは、地域の実情に合わせて、各市町村等で詳細な基準を定めることができるようにしたものである。

本条第1号の「従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等」の団員数の基準について、各市町村や消防本部で既に実施されている協力している事業所に対する表彰や感謝状の基準が参考になると考えられたため、全国調査したところ、多くの場合、1名から5人以上としていた。一方、市町村等の中には、単に団員数だけではなく在団年数を勘案して、「事業所のうち団員の任務遂行に積極的に協力していると認められるもので、団員3名以上かつ7年以上雇用する事業所」、「事業所のうち団員の任務遂行に積極的に協力していると認められるもので、団員2名以上かつ5年以上雇用する事業所」、「消防団員からの推薦があり団員の任務遂行に特に積極的に協力していると消防団長が認める事業所」とする規定例もあるので本制度導入の際の参考にしていただきたい。

また、他にも、表彰や感謝状の基準として、従業員が消防団員として長く勤務している事業所、例えば、「消防団員として、勤続15年以上の優秀な消防団員を、10年以上に亘り雇用する事業所」や「毎年1月1日現在において、事業所における勤続年数が15年以上であり、かつ、消防団員としての勤務年数が15年以上である者を従業員として雇用していること。」等とする規定例もあるので参考にしていただきたい。

本条第2号に該当する事業所については、①:勤務時間中の出動・訓練等に関する配慮をしている事業所、②:消防団活動を行う際に、賃金等をカットしない等の配慮をしている事業所、③:消防団活動を行うことに対して、昇進や昇給等で不利に扱わないように内部規程などで定めている事業所等が考えられる。

本条第3号については、災害時等における消防団に関する協定や覚書等を市町村等と締結し、消防団活動に係る資機材を提供する等の協力をしている事業所等が考えられるが、地域の実情に応じて提供資機材等の基準を定める必要がある。

本条第4号の該当事業所例としては、①:災害時における事業所の重機等の資機材の提供と併せてその資機材の操縦技術等を有する従業員を機能別消防団員として協力している事業所、②:災害時における事業所の敷地を避難所として提供し、併せて従業員を機能別消防団員として応急救護等の防災活動に協力している事業所、③:事業所等の研究者・技術者等で、災害対応に関する知識・技術を有する職員を機能別消防団員等とし、防災体制の充実強化に協力している事業所等が考えられる。

なお、本条第4号については、本要綱は例であるため、各市町村において、機能別消防団員・分団制度を導入している等の実情に合わせて掲載することとしていただきたい。

(審査)

第5条 市（町村）長等は次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- 一 申請又は推薦があった場合
- 二 市（町村）長等が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

【解説】

本条は、審査の方法について定める。

審査にあつては、特に、審査会などの設置は必要なく、市町村等の実情に応じて、書面審査等に対応すれば良いこととしている。

また、推薦があった場合は、必ず事業所等側の意思を確認しておく必要がある。そして、推薦があった場合の審査にあつては、第3条の表示申請書（別記様式第1号）等を活用して、審査結果を記録しておくことが必要である。

なお、消防団活動に協力するための覚書等を締結する又は締結している事業所を市町村等協力事業所として認める場合にあつては、本条第2号で対応することも可能である。

(表示証の交付)

- 第6条 市(町村)長等は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している事業所は除く。)に表示証(別記様式第2号)を交付するものとする。
- 2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市(町村)長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

【解説】

本条は、表示証の交付について定める。

表示証の仕様は、別記様式第2号のとおりとする。

消防関係法令に違反している場合は表示証の交付は受けられないので注意する必要がある。

なお、当該消防団が他の市町村等に所在している事業所等から協力を受けている場合は、事業所の所在している市町村等と協議の上、連名で交付することができる。この場合の事務手続きについては、協力を受けている市町村等は、所在している市町村等と協議の上、事業所の要望を踏まえ事務手続きを行うことが望ましい。事務手続きについては、第3章2の要綱(例)に係る事務手続きのフローを参考にいただきたい。

また、表示証の交付については、火災予防週間や防災とボランティア週間等の機会を捕らえて効果的に実施されたい。

(表示証の表示)

- 第7条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。
- 2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、同条第1項の表示の他に、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。
- 3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
- 一 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
 - 二 パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告
- 4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる別記様式第2号のほか、別記様式第2号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

【解説】

本条は、表示証の表示方法について定める。

表示については、本条第4項のとおり、別記様式第2号を同率に拡大又は縮小し表示することとすることにより、パンフレット、チラシ、ポスター、ホームページ等に掲載できるようにした。

これは、本制度を構築するにあたり、「表示証を自社のホームページ等に掲載し、地域住民、その企業の株主や取引銀行等に広く知らしめる方策をとっていただきたい。」との意見から同率拡大又は縮小であらゆる媒体に掲載できるよう工夫したものである。

なお、ホームページ等に掲載する際は、表示証を縮小するか、次のようにマーク、消防団協力事業所、交付市町村等名、年月のみの表示(下図)でも可能とする。また、電子媒体を活用してマークを掲載する際は、コピーが容易にできないように画像複製防止策(HTML暗号化、電子透かし等)を講じるように、市町村等から交付事業所に依頼していただきたい。

ホームページ等への掲載(例)



消防団協力事業所



**市(町村)

平成*年*月表示

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、市(町村)長等は、〇〇市(町村)消防団協力事業所表示証交付整理簿(別紙様式第3号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

【解説】

本条は、表示証交付整理簿の備え付けについて定める。

表示証交付整理簿は、別紙様式第3号とし、市町村等はこれにより管理する。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市(町村)長等は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

【解説】

本条は、表示証の表示有効期間について定める。

表示有効期間を設けた理由は、定期的に基準に適合しているか確認するためである。

また、協力事業所のうち、特に顕著な功績が認められる事業所等と消防庁長官が認めた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けることができるが、この場合の表示有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。その際、認定を更新する場合の基準の適合の確認は、当該市町村等の基準に基づき市町村等が行うものとし、基準に適合していないことが判明した場合は、速やかに総務省消防庁に連絡すること。

(認定の取消し)

第10条 市(町村)長等は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市(町村)長等は、相手方に対し、当該認定を取り消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市(町村)長等へ返還しなければならない。

【解説】

本条は、協力事業所の認定の取消しについて定める。

市(町村)長等は、次のとき、認定を取り消すことができる。

- ①:事業を廃止又は休止したとき
- ②:基準を満たさないこととなったとき
- ③:偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき
- ④:その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき

取り消した場合は、当該取消しの理由を文書で事業所等へ通知する。

表示を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市(町村)長等へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市(町村)長等は、協力事業所の名称、〇〇消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

【解説】

本条は、協力事業所の公表について定める。

本制度の趣旨である事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献として認められように、市町村等の広報誌等を積極的に活用して広く公表すること。

(協力事業所の表彰)

第12条 市(町村)長等は、協力事業所を〇〇市町村(〇〇)表彰規定(昭和〇年〇月〇日規則第〇〇号)に基づき表彰することができる。

【解説】

本条は、協力事業所の表彰について定める。

協力事業所の表示証の交付と併せて表彰や感謝状の授与が行えるようにしたものである。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、〇〇〇において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

〇〇市(町村)消防団事業所表示申請書(記入例)

事業所単位での申請となるため、支店長名や工場長名での申請となるが、代表取締役名による申請でも可。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市(町村)長(又は〇〇消防長)様

協力事業所所在地 〇〇市(町村)〇〇〇丁目〇番〇号
 協力事業所名称 株式会社 〇〇〇〇
 代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 ①
 担当者 〇〇課 〇〇 〇〇
 電話 〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市(町村)消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分(該当する区分にレ点を記入してください。)
 - 新規(はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合)
 - 追加(既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合)
 - 再申請(消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)

2 協力内容(該当する項目に〇印を付けてください。)

項目番号	〇印	取組内容
1	○	従業員等が消防団員として、相当数入団している。
2	○	従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		事業所に機能別分団等を設置している。
5		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

推薦の場合は、市町村が協力項目を事前に記入し、事業所に内容を確認してもらう。

3 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名	市町村名
〇〇 〇〇	〇〇消防団〇〇分団	〇〇市（町村）
〇〇 〇〇	〇〇消防団〇〇分団	〇〇市（町村）
〇〇 〇〇	△△消防団△△分団	△△市（町村）
〇〇 〇〇	△△消防団△△分団	△△市（町村）
〇〇 〇〇	△△消防団△△分団	△△市（町村）
〇〇 〇〇	××消防団××分団	××市（町村）
〇〇 〇〇	××消防団××分団	××市（町村）

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) その他審査に必要な資料

申請又は推薦による表示なのかを記入する。また、表示年月日等の必要事項を記入する。

市町村 記入欄	<input type="checkbox"/> 申請	<p>【特記事項】</p> <p>表示年月日 平成〇年〇月〇日</p>
	<input type="checkbox"/> 推薦	

様式第2号（第6条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
 2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

〇〇市（町村）消防団協力事業所表示証交付整理簿

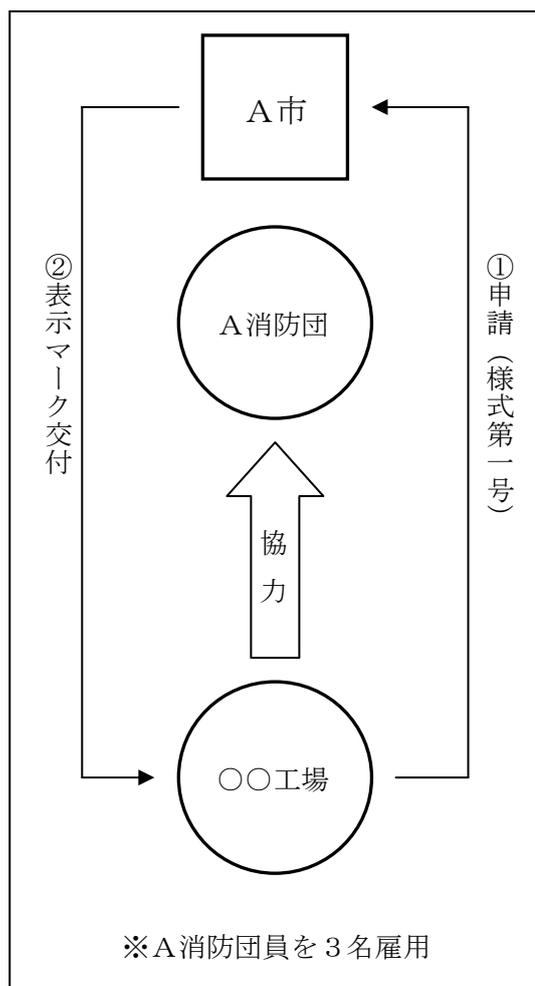
交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	協力事項 (要綱第〇条関係) ※ 該当項に <input type="checkbox"/>	主担当 市町村	表示連名 市町村	備考 ※ 該当に <input type="checkbox"/>
		所在地	現表示有効期間				
		担当・連絡先	更新回数				
1	(記入例) 株式会社〇〇 〇〇工場	〒〇〇〇—〇〇〇〇	平成〇年〇月〇日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	〇〇市	××町	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
		〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	平成〇年〇月〇日	<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
		〇〇課〇〇〇〇 〇〇〇—〇〇〇〇	〇回	<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
2				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
3				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
4				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
5				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			

2 要綱(例)に係る事務手続きのフロー

消防団協力事業所表示制度における事務手続きは、次の例示による。

(例1) A市の事業所(〇〇工場)がA市のA消防団に協力している場合

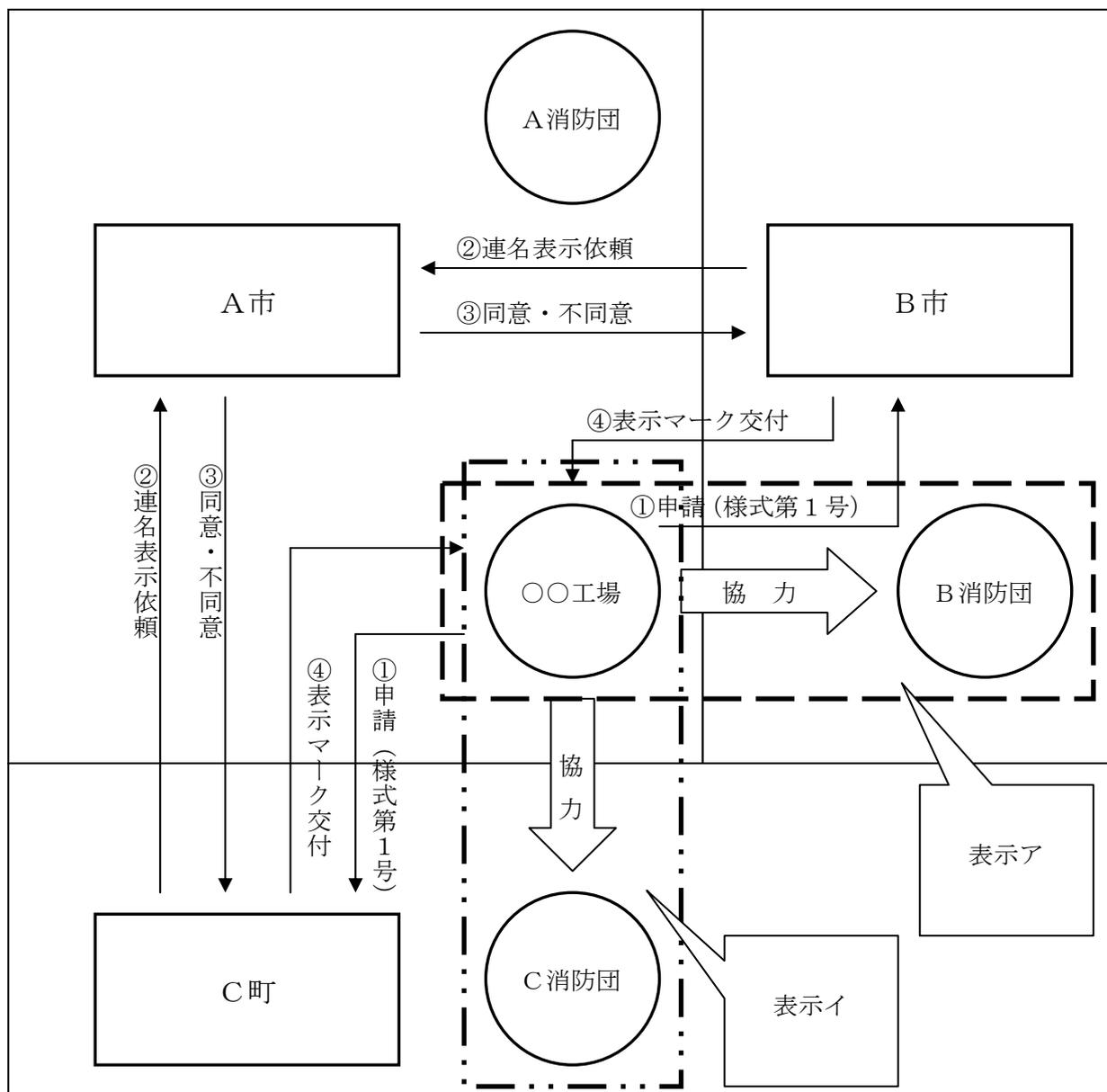
- 事業所所在地：A市
- A市(A消防団)：事業所(〇〇工場)の協力を受けている。



- ①：事業所(〇〇工場)がA市に表示申請(様式第1号)
- ②：内容を確認しA市が表示マークを作成して事業所(〇〇工場)に表示

(例2) A市の事業所(〇〇工場)がB市のB消防団とC町のC消防団に協力している場合

- 事業所所在地：A市
- A市(A消防団)：事業所(〇〇工場)の協力を受けていない。
- B市(B消防団)：事業所(〇〇工場)の協力を受けている。
- C町(C消防団)：事業所(〇〇工場)の協力を受けている。



①：事業所(〇〇工場)がB市及びC町に表示申請(様式第1号)

②：B市及びC町がA市に連名表示を依頼

③：A市がB市及びC町に連名表示の同意・不同意を回答

④：A市が同意した場合、B市が表示ア、C町が表示イを作成して事業所(〇〇工場)に表示

※事業所(〇〇工場)はB消防団への協力を表す「表示ア」とC消防団への協力を表す「表示イ」を表示する。

※A市が不同意の場合、B市、C町単独での表示となる。

第4章 消防団協力事業所表示制度の運用

1 導入・運用スケジュール

(1) 市(町村)の要綱等で制度を導入

市(町村)の要綱等で、認定の基準、審査方法、認定登録、管理(メンテナンス)等を定める。

また、市町村の大規模災害時の防災指針や防災計画に、事業所の責務として規定するなど、諸計画との整合性をとる必要がある。

(2) 地域防災活動を行う方法のメニュー化、事業所へ提示

平成17年度に全国の事業所に対して実施したアンケート調査では、「協力したいが、どのような協力ができるかわからない。」という回答が全体の49%と約半数を占めていたため、協力の方法を例示してメニュー化して、協力事業所の勧誘・推薦を図ることが必要であると考えられる。

(例) メニューの例

ア：従業員が消防団員として、相当数入団している。

(入団人数等については、その事業所の規模[従業員数に対する割合等]を勘案して基準を設ける。)

イ：従業員の消防団活動への配慮をしている。

(勤務時間中の出勤に関する配慮等)

ウ：消防団活動を行うことに対して、昇進や昇給等で不利に扱わないように内部規程などで定めている。

エ：災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。

オ：事業所に機能別分団等を設置

(ア) 災害時における事業所の重機等提供と併せてその資機材の操縦技術を有する従業員が機能別団員として協力

(イ) 事業所が有する災害対応に関する知識・技術の提供のため、事業所の研究者・技術者等が機能別団員として協力

(ウ) 災害時における事業所の敷地を避難所として提供するとともに従業員が機能別消防団員として応急救護等の防災活動に協力

カ：その他、消防団活動を通じて地域防災力の充実強化に寄与

(3) 市(町村)消防団協力事業所表示証(消防団協力事業所表示マーク)の交付

市(町村)消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、市(町村)消防団協力事業所の認定、表示証の交付を行う。

なお、企業によっては、他の市(町村)にも事業所がある場合や、同じ市(町村)であっても、協力の程度の差異がある場合も考えられことから、表示証の交付は、企業単位ではなく事業所単位で行うこととする。

(4) 消防団協力事業所表示マークを活用した社会へのPR

事業所は、消防団協力事業所表示マーク(表示証)を自社ホームページ等で掲載して、株主、取引銀行、住民、顧客等が閲覧することによって、事業所の信頼性の向上につなげる。

また、市(町村)等は、市(町村)政広報誌の他、防災マップ等へ協力事業所を掲載して、地域住民に広く公表する等の工夫が必要である。

(5) 消防団協力事業所と連携体制の維持

認定登録された事業所と定期的に連絡会議などを開催し、防災体制の連携等について確認を行うことが必要である。

2 運用にあたっての留意点

これらの仕組みを導入する際は、事業所の理解と協力、更に、消防団側での受け入れ体制が整っていることが重要である。

そのため、事業所側にも、消防団側にもメリットがあるような仕組づくりを、消防団の実質上の事務を担当する市町村又は消防本部等において整備する必要があり、特に次の事項に留意する。

(1) 消防団への協力を通じた地域防災活動を行う方法のメニューの整備

本章の1(2)で例示したメニューの他に「地域の実情にあわせたメニュー」を整理する必要がある。

(2) 機能別団員、機能別分団制度の活用

本制度と併せて機能別団員・分団制度を活用し、被雇用者団員の活動環境を整備する必要がある。

1 消防団協力事業所表示制度に関する検討会運営要綱

(目 的)

第1条 『消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会』の提言を踏まえて、事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるとともに、協力を通じて地域における防災体制がより一層充実するための仕組みである『消防団協力事業所表示制度（以下「表示制度」という。）』について検討を行うため、『消防団協力事業所表示制度に関する検討会（以下「検討会」という。）』を設置し検討を行うとともに、多くの市町村が表示制度を導入し、かつ効果的な運用が図られ、ひいては事業所の協力による消防団活動の活性化を通じて、地域の安心・安全が推進されることを目的とする。

(検討事項)

第2条 表示制度に係る次の事項について検討を行う。

- (1) 表示制度の全体的な仕組み
- (2) 表示制度の効果的な普及策
- (3) 表示制度に係るインセンティブ
- (4) その他必要な事項

(組織等)

第3条 検討会は、座長及び委員をもって組織し、地方公共団体職員、消防本部職員、消防関係団体職員及び民間事業所関係者等の中から消防庁長官が委嘱する。

- 2 座長及び委員は、別紙に掲げる者とする。
- 3 委嘱期間は、検討会の運営期間とする。

(運 営)

第4条 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。ただし、座長に事故があるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

- 2 座長は、必要に応じて、学識経験者等を検討会へ招聘し、意見を聴取することができる。

(検討会の開催)

第5条 検討会は、座長が必要に応じて開催する。

(事務局)

第6条 検討会の事務を処理するため、消防庁国民保護・防災部防災課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年6月14日から施行する。

2 消防団協力事業所表示制度に関する検討会委員名簿

(50音順、敬称略)

座長	小笠原 倫 明 (小 林 恭 一)	総務省消防庁 国民保護・防災部長
委員	伊 藤 新 一	成田市消防本部 総務課長
委員	井 上 好 幸	姫路市消防局 次長
委員	植 木 一 之	財団法人日本消防協会 業務部長
委員	海 老 原 邦 雄	全国消防長会 総務部長
委員	岡 本 桂 成	松山市消防局 総務課主幹
委員	河 合 毅	日本商工会議所 企画調査部 主任調査役
委員	北 原 慶 一 郎	船橋市消防局 警防課長
委員	篠 崎 充	社団法人日本経済団体連合会 社会第二本部 企業倫理グループ 長兼企業・社会グループ 副長
委員	島 田 勉	三鷹市 総務部 防災課長
委員	鈴 木 喜 男	トヨタ自動車株式会社 東京総務部 企画サービス室長
委員	須 藤 國 夫	東京消防庁 防災部 消防団課長
委員	園 田 健 次	全国市長会 行政部長
委員	平 山 優	全国町村会 行政部長
委員	不 破 幸 夫	金沢市消防団連合会 会長
委員	堀 格	日本電気株式会社 事業支援部 リスク管理エキスパート
委員	山 本 敏 明	北九州市消防局 警防部 警防課長

※ () 内は前任者である。

3 防災対応促進事業融資と消防団協力事業所との関係

消防団協力事業所の表示を受けた場合、株主、取引銀行、住民、顧客等から「社会貢献している事業所」として認識されるほか、日本政策投資銀行で実施している防災対応促進事業融資制度において、防災対応評価の一部項目の評価対象となる。

① 防災対応促進事業 融資制度とは

防災対応促進事業 融資制度とは、日本政策投資銀行が行っている低利融資制度で、中央防災会議（内閣府）の「防災に対する企業の取組み」自己評価項目表をもとに、企業の防災への取組みを格付けし、先進的な企業に対して、優遇金利で融資を行うもの。

なお、融資対象事業としては、施設の耐震化、IT を活用した業務バックアップ体制構築等、企業の防災対策に必要な事業資金全体（設備資金、非設備資金）が対象。

② 本融資と消防団協力事業所との関係

この制度では、融資にあたって、企業全体の防災への取組みが一定の水準にあるかについて評価している。消防団活動を通じて地域防災へ協力している「消防団協力事業所」として認められた企業は、この評価項目中の(10)地域連携の実施（次頁③の図参照）の評価対象となる。また、消防団協力事業所としての取組みが、防災の知識を持つ要員の確保、救急救命訓練を受けた人材確保等、企業自身の防災体制の確立にも役立つことから、(1)応急対応を中心とした防災計画の策定、(2)生命安全確保策の整備の評価対象となる可能性がある。

③ 評価の考え方

ア 内閣府自己評価項目表をベースに、先進的な取組み評価などの10前後の独自項目を加えた全64項目で構成。

イ 64項目を(1)～(12)の分野に分類。分野ごとに、必須項目を含む必要項目数を満たした場合、合格。

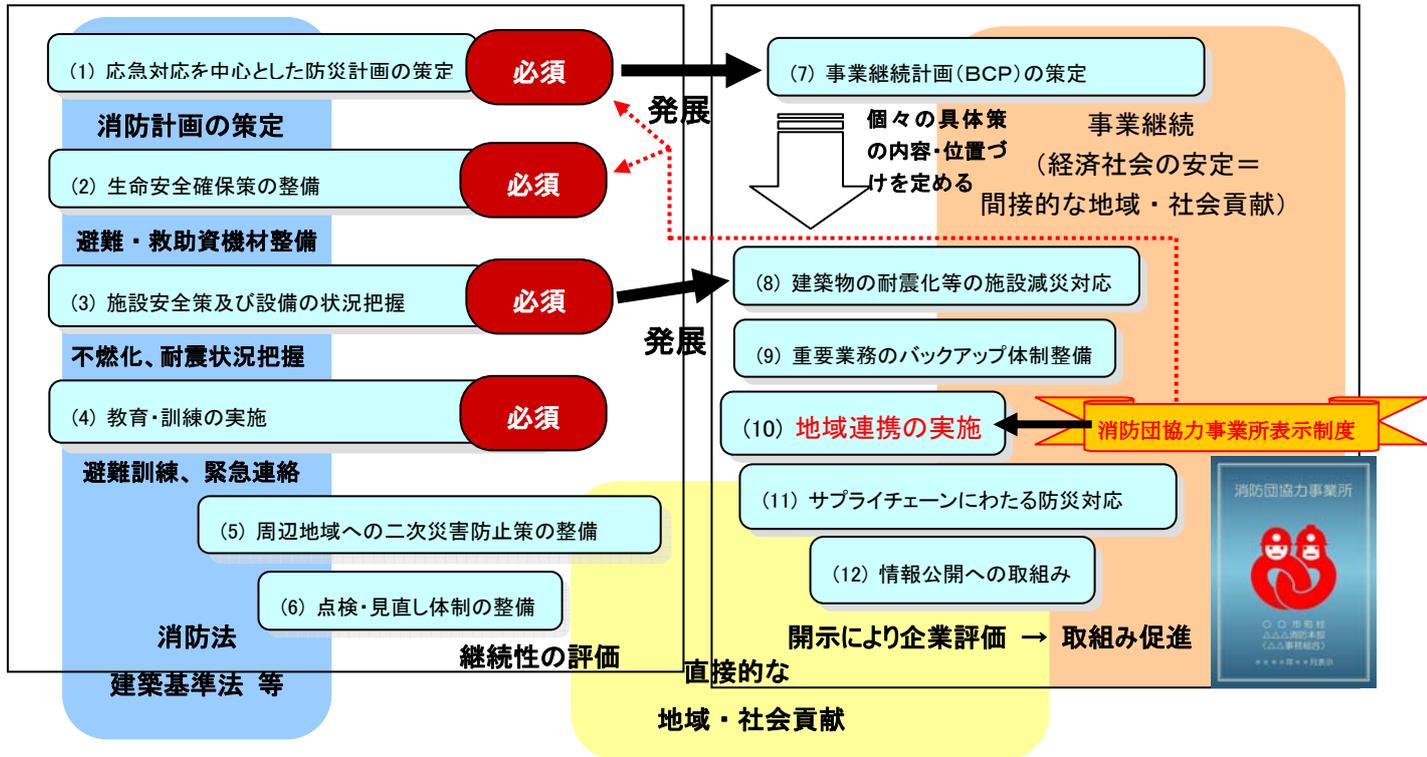
ウ 金利段階別の基準に照らして総合評価とする。

○ 最初のステージ（(1)～(6)）の要件を満たすと「優れている」として政策金利Ⅰを適用。

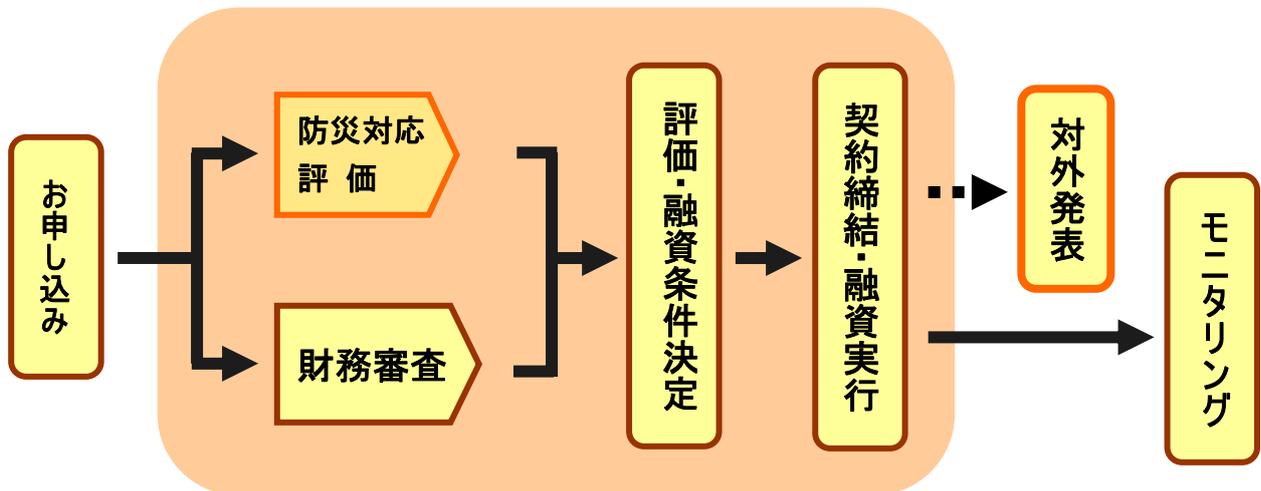
○ さらに次のステージ（(7)～(12)）の要件を満たすと「特に優れている」として政策金利Ⅱを適用。

政策金利 I 段階「優れている」

政策金利 II 段階「特に優れている」



④ 契約までの流れ



4 ○○市(町村)消防団協力事業所表示制度実施要綱(例)

(目的)

第1条 この要綱は、○○市町村消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- 二 消防団協力事業所 市(町村)長等が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- 三 消防団協力事業所表示証 第2条第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- 四 機能別消防分団 消防庁通知(平成17年1月26日付け、消防消第18号)に基づき、特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する分団をいう。
- 五 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市町村等に○○市(町村)消防団事業所表示申請書(別記様式第1号)により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市町村長等に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市(町村)長等は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- 一 従業員が消防団員として、相当数入団している事業所等
- 二 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- 三 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- 四 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
- 五 その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市(町村)長等が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市(町村)長等は次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- 一 申請又は推薦があった場合
- 二 市(町村)長等が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合

(表示証の交付)

第6条 市(町村)長等は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している事業所は除く。)に表示証(別記様式第2号)を交付するものとする。

- 2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市(町村)長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

- 2 協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、同条第1項の表示の他に、当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。
- 3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
 - 一 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
 - 二 パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告
- 4 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる別記様式第2号のほか、別記様式第2号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、市(町村)長等は、〇〇市(町村)消防団協力事業所表示証交付整理簿(別紙様式第3号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。
- 3 市(町村)長等は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市(町村)長等は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市(町村)長等は、相手方に対し、当該認定を取り消しの理由を文書で通知するものとする。

- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市(町村)長等へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市(町村)長等は、協力事業所の名称、〇〇消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第 12 条 市（町村）長等は、協力事業所を〇〇市町村（〇〇）表彰規定（昭和〇年〇月〇日 規則第〇〇号）に基づき表彰することができる。

(所掌)

第 13 条 この要綱に関する事務は、〇〇〇において所掌する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

〇〇市(町村)消防団事業所表示申請書(記入例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市(町村)長(又は〇〇消防長)様

協力事業所所在地	〇〇市(町村)〇〇〇丁目〇番〇号
協力事業所名称	株式会社 〇〇〇〇
代表者	代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩
担当者	〇〇課 〇〇 〇〇
電話	〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市(町村)消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分(該当する区分にレ点を記入してください。)
- 新規(はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合)
- 追加(既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合)
- 再申請(消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)
- 2 協力内容(該当する項目に〇印を付けてください。)

項目番号	〇印	取組内容
1		従業員等が消防団員として、相当数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		事業所に機能別分団等を設置している。
5		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

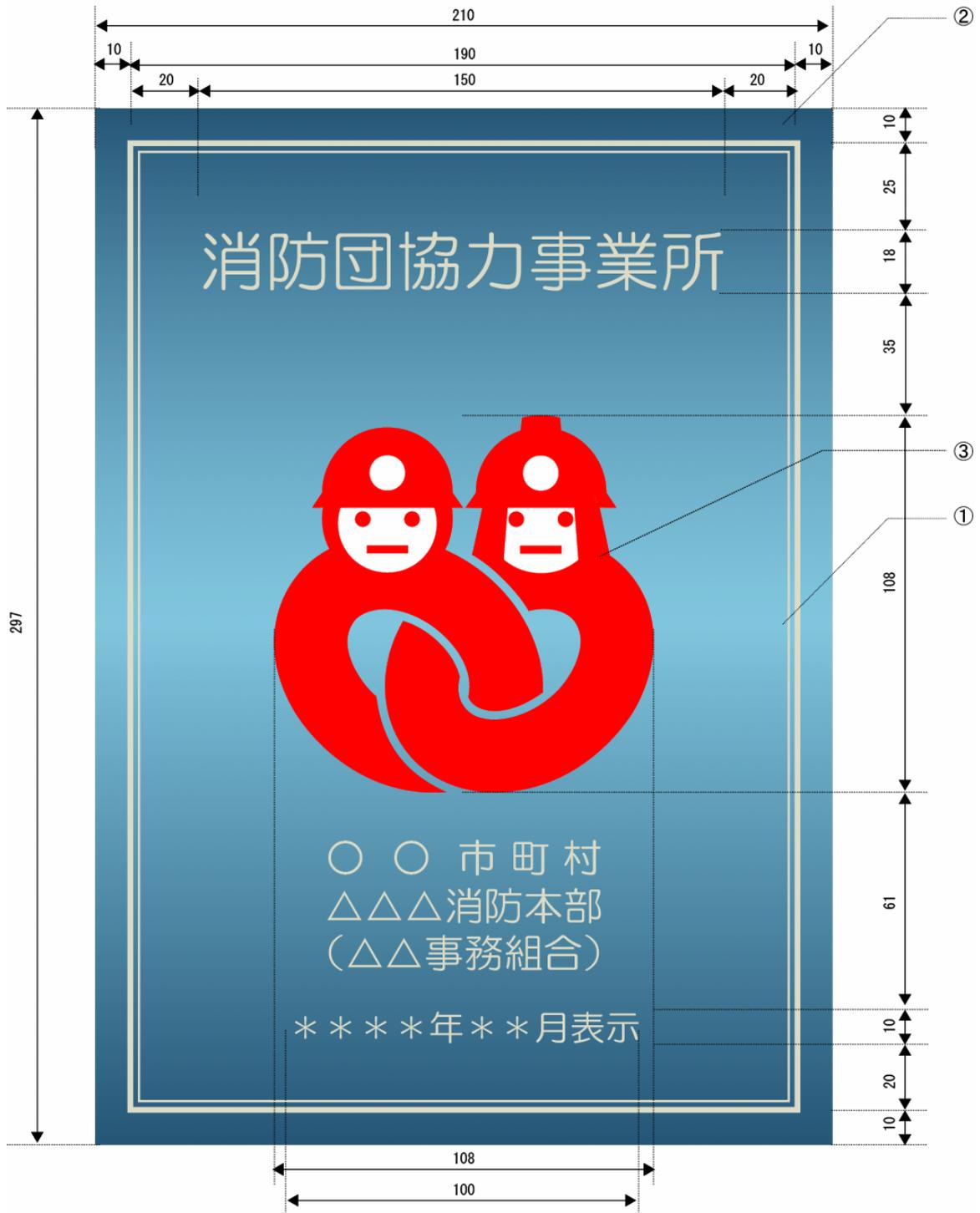
従業員名	所属消防団名	市町村名
〇〇 〇〇	〇〇消防団〇〇分団	〇〇市（町村）
〇〇 〇〇	〇〇消防団〇〇分団	〇〇市（町村）
〇〇 〇〇	△△消防団△△分団	△△市（町村）
〇〇 〇〇	△△消防団△△分団	△△市（町村）
〇〇 〇〇	△△消防団△△分団	△△市（町村）
〇〇 〇〇	××消防団××分団	××市（町村）
〇〇 〇〇	××消防団××分団	××市（町村）

4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) その他審査に必要な資料

市町村 記入欄	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦	<p>【特記事項】</p> <p>表示年月日 平成〇年〇月〇日</p>
------------	--	--

様式第2号（第6条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
 2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

〇〇市（町村）消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	協力事項 (要綱第〇条関係) ※ 該当項に <input type="checkbox"/>	主担当 市町村	表示連名 市町村	備考 ※ 該当に <input type="checkbox"/>
		所在地	現表示有効期間				
		担当・連絡先	更新回数				
1	(記入例) 株式会社〇〇 〇〇工場	〒〇〇〇—〇〇〇〇	平成〇年〇月〇日	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3	〇〇市	××町	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
		〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号	平成〇年〇月〇日	<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
		〇〇課〇〇〇〇 〇〇〇—〇〇〇〇	〇回	<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
2				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
3				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
4				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			
5				<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3			<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6			
				<input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> 8 <input type="checkbox"/> 9			

5 総務省消防庁消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防庁長官が消防団活動に積極的に協力している市町村等消防団協力事業所等のうち、特に顕著な功績が認められる事業所等に対して、総務省消防庁消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- 二 市町村等消防団協力事業所 市(町村)長等が消防団活動に協力していると認め、市町村等消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- 三 市町村等消防団協力事業所表示証 第2号の事業所等に対して、消防団活動に協力した証として交付した表示証をいう。
- 四 総務省消防庁消防団協力事業所 消防庁長官が消防団活動に協力していると認め、総務省消防庁消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「総務省消防庁協力事業所」という。)をいう。
- 五 総務省消防庁消防団協力事業所表示証 第4号の事業所等に対して、特に消防団活動に協力した証として交付した表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)をいう。

(総務省消防庁協力事業所の推薦)

第3条 都道府県、市町村等は、総務省消防庁に特に協力内容が優れていると認められる協力事業所の中から、功績調書(別記様式第1号)により、総務省消防庁協力事業所として推薦できるものとする。

(認定基準)

第4条 消防庁長官が特に消防団活動に協力している実績が顕著な事業所等と認めるときは、総務省消防庁協力事業所の認定を行うものとする。

(総務省消防庁表示証の交付等)

第5条 消防庁長官は、事業所等が前条の基準に適合していると認めたときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している場合は除く。)に総務省消防庁表示証(別記様式第2号)を交付するものとする。

(総務省消防庁表示証の表示)

第6条 総務省消防庁協力事業所は、総務省消防庁表示証が交付された年月を付して、表示証を表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

- 一 総務省消防庁表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- 二 パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

3 総務省消防庁表示証の様式は、次に掲げるものとする。

- 一 前条に掲げる別記様式第2号とする。
- 二 前条に掲げる別記様式第2号の寸法により同率に拡大又は縮小したものとする。

(総務省消防庁表示証交付整理簿の備え付け)

第7条 総務省消防庁表示証の交付に際して、消防庁長官は、総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付整理簿（別記様式第3号）を備え付け、総務省消防庁表示証の交付に関する総務省消防庁協力事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 総務省消防庁表示証の表示有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第9条の規定による認定の取消しの日までとする。

- 2 総務省消防庁表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。
- 3 消防庁長官は、総務省消防庁事業所に対し、有効期間の満了日前までに、当該市町村等協力事業所の担当市町村等を通じ、協力事項の現状及び表示の継続意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第9条 消防庁長官は、総務省消防庁事業所が事業を廃止又は休止した時、第3条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により総務省消防庁表示証の交付を受けたとき、又はその他総務省消防庁協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、消防庁長官は、総務省消防庁協力事業所に対し、当該認定の取り消しの理由を文書で通知するものとする。

- 2 前項の規定により総務省消防庁協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、交付された総務省消防庁表示証を消防庁長官へ返還しなければならない。

(総務省消防庁協力事業所の公表)

第10条 消防庁長官は、総務省消防庁協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について広報紙等により公表するものとする。

(総務省消防庁協力事業所の表彰)

第11条 消防庁長官は、総務省消防庁表示証の交付に併せて、消防表彰規程(昭和37年3月31日 消防庁告示第1号)等に基づき表彰することができる。

(所掌)

第 12 条 この要綱に関する事務は、消防庁国民保護・防災部防災課において所掌する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

総務省消防庁消防団協力事業所に関する功績調書

平成 年 月 日現在

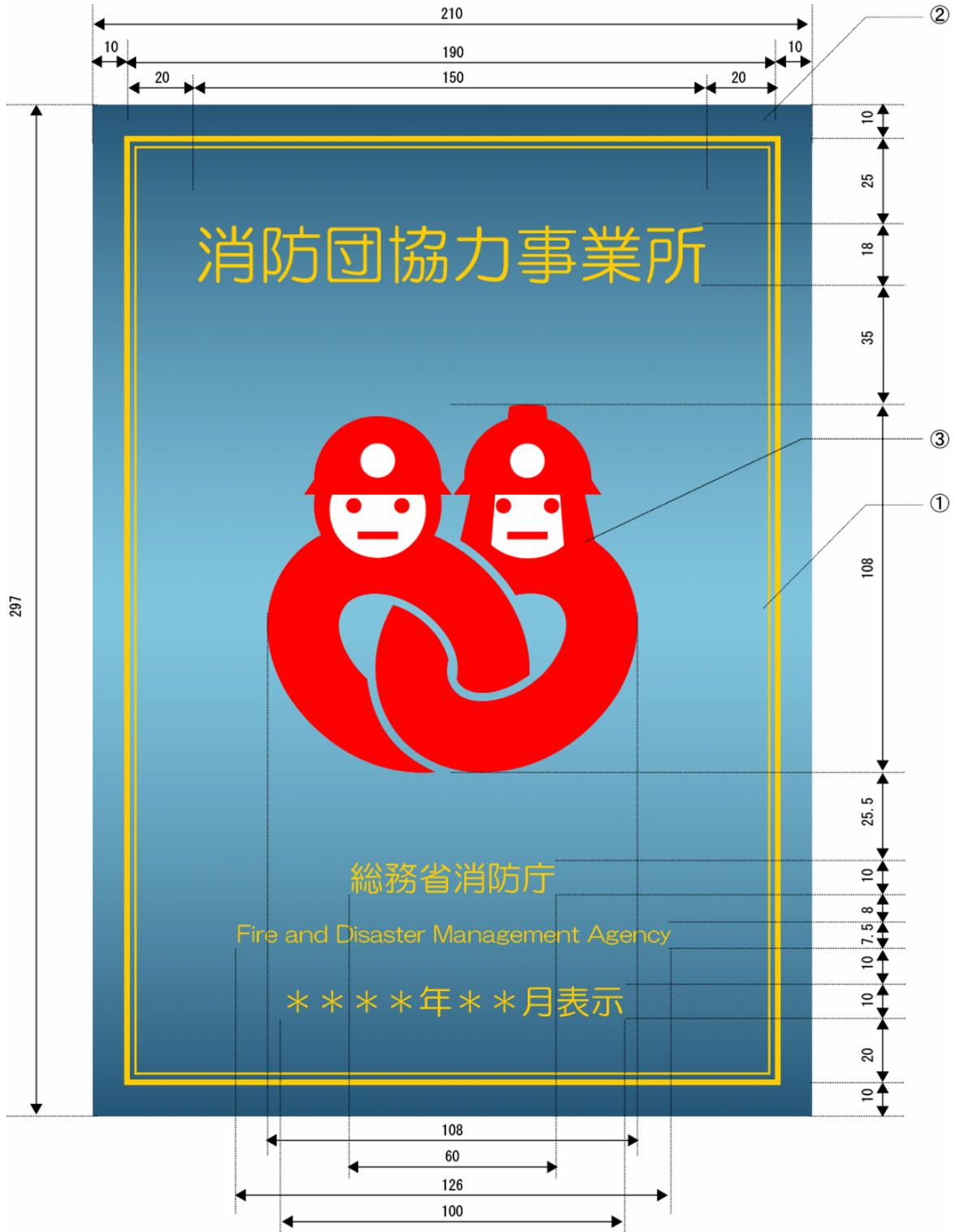
ふりがな 事業所等名			
所在地	〒		
代表者名	職名	ふりがな 氏名	
事業概要	従業員数	職種（該当するものに○印）	
	名	製造業 ・ 小売業 ・ 金融・保険業 ・ 不動産 サービス業 ・ 建設業 ・ 商社 その他（業種名： ）	
事業所の沿革			
総務省消防庁の 消防団地域活動表彰 (事業所)の受賞年度	平成 年度（経過年数： 年）		
勤務している 消防団員数	名（ 消防団所属）		
勤務している 消防団員の勤務 中における消防 団活動実績	活動延べ回数	活動延べ時間	延べ参加人員

※ 消防団活動実績については、本功績調書を送付した年度の前年度中に行った活動内容別の実績の合計を記入すること。

項目	該当に○印	取組内容
1		従業員等が消防団員として、相当数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		事業所に機能別分団等を設置している。
5		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。
具体的な協力内容		
その他参考事項		

※ 就業規則等で消防団活動時における勤務者の処遇を規定している場合は、当該規則等を添付すること。

様式第2号（第5条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
 2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	金

総務省消防庁消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	市町村協力事業所の認定		備考
		所在地	現表示有効期間	有・無 (該当に○)	担当市町村	
		担当・連絡先	更新回数		担当・連絡先	
1	(記入例) 株式会社○○○ ○○工場	〒○○○—○○○○	平成○年○月○日	○ <input checked="" type="radio"/> ・無	○○市	
		○○県○○市○○○丁目○番○号	平成○年○月○日		○○課○○○○	
		○○課○○○○ ○○○—○○○○	○回		○○○—○○○○	
2				有・無		
3				有・無		
4				有・無		
5				有・無		